

平成27年第3回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年9月11日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成26年度長南町健全化判断比率について
- 日程第7 報告第2号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第8 報告第3号 平成26年度長南町ガス事業会計資金不足比率について
- 日程第9 議案第1号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 平成27年度長南町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第4号 平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 認定第1号 平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成26年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 平成26年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第20 同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岩瀬康陽君	2番	御園生明君
3番	松野唱平君	4番	河野康二郎君
5番	森川剛典君	6番	大倉正幸君

7番	板倉正勝君	8番	左一郎君
9番	加藤喜男君	10番	仁茂田健一君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
14番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長	麻生由雄君
教育長	片岡義之君	会計管理者	常泉秀雄君
総務課長	田邊功一君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	土橋博美君	税務住民課長	唐鎌幸雄君
保健福祉課長	荒井清志君	産業振興課長	岩崎彰君
農地保全課長	松坂和俊君	建設環境課長	岩崎利之君
ガス課長	大杉孝君	学校教育課長	永野真仁君
学校教育課主幹	浅生博之君	給食所長	中村義貞君
生涯学習課長	石野弘君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	鈴木直幸
書記	片岡勤		

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成27年第3回長南町議会定例会第1日目を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 森 川 剛 典 君

6番 大 倉 正 幸 君

を指名します。

○議長（板倉正勝君） 開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日は、平成27年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

今年はエルニーニョ現象によって冷夏と言われていましたが、台風が例年になく多く発生したこともあって、8月半ばまでは非常に暑い日が続きました。後半からは秋雨前線などによって天候がぐずつき、雨の合間を縫っての農繁期となり、農家は大変苦慮したことと思います。

また、台風による被害は沖縄、西日本で多く見受けられましたが、今週の台風17号、18号の影響による大雨は、関東や東北地方に甚大な被害をもたらしております。被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く通常の生活が取り戻されますことを願っているところであります。

さて、平成27年度の上半期も過ぎようとしておりますが、計画しております事務事業につきましては、皆様方のご理解とご協力をいただく中で、おおむね順調に推移しているところでございます。中でも、地方創生事業につきましては、総合戦略策定に向けた人口ビジョン骨子案、総合戦略骨格案を作成したところでございます。また、米満住宅跡地の分譲地につきましては、造成のめどが立ったことから、この9月の広報紙にも掲載いたしました。販売計画案を示させていただきました。一日も早く完売できるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

こうした中、今定例会には報告3件、条例の一部改正2件、補正予算2件、決算認定7件、人事案件1件を提案申し上げました。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） では、続きまして日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

〔議会運営委員長 大倉正幸君登壇〕

○議会運営委員長（大倉正幸君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る9月4日に委員会を開催し、平成27年第3回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、報告3件、議案4件、各会計決算認定7件、同意1件の計15議案が提出されているほか、陳情1件が議題とされています。

一般質問は、7人の議員が行うこととなっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日11日から17日までの7日間とすることに決定いたしました。

また、本定例会に提出されております平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成27年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日11日から17日までの7日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日11日から17日までの7日間と決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から報告3件、議案4件、認定7件、同意1件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した陳情は1件であり、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成27年5月、6月、7月分の例月出納検査結果、議長等が出席した主な会議報告並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました、教育委員会の点検及び評価報告書等については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、吉野明夫君から8月20日に一身上の都合による辞表が提出され、同日付で許可しましたので、報告をします。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 小中一貫校校舎建築予定地の変更について、ご報告させていただきます。

現在、小中一貫校校舎建築予定地に、土砂災害防止法による警戒区域の指定はありませんが、本年7月10日に長生土木事務所による土砂災害警戒区域の基本調査が実施され、28年度中には校舎建築予定地が規制範囲のイエローゾーンに指定される予定であることが判明しました。土砂災害特別警戒区域に指定されますと、校舎建築は可能ですが、町地域防災計画への記載やハザードマップによる周知徹底が図られることとなります。

これまでに示してきました案では、尚武館を取り壊し、その跡に小学校用普通教室棟を建築することとしておりました。

しかしながら、土砂法の警戒区域に指定されることがわかっている場所に、校舎を建築することには問題があると考えます。子供たちの豊かな学びを保証するため何より優先されるべきは、子供たちが安全に安心して学べる環境の確保であります。

そこで、校舎建築場所を中学校駐輪場の部分に移動することとし、そのことによって尚武館は取り壊さないことといたしました。詳細につきましては、16日の全員協議会においてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号～報告第3号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第6、報告第1号 平成26年度長南町健全化判断比率についてから日程第8、報告第3号 平成26年度長南町ガス事業会計資金不足比率についてまでを一括して報告を求めます。

報告第1号の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） おはようございます。

それでは、報告第1号 平成26年度長南町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、法律に基づき、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するとともに公表することが義務づけられております。この規定に基づき、本定例会におきましてご報告させていただくものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第1号 平成26年度長南町健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度長南町健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページ目をお開きください。

平成26年度長南町健全化判断比率でございます。健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率がございまして、この4つの指標をもって、地方公共団体の財政が健全であるかどうかを判断するものでございまして、平成26年度の本町は4つの指標とも全て早期健全化の基準を下回っており、適正なものであるとのご意見をいただいたところでございます。

①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率は、平成26年度に赤字となった会計はございませんでしたので、表示されておられません。③の実質公債費比率は、昨年度に比較し1.8ポイント減の10.5%、④の将来負担比率は同じく8.2ポイント減の85.7%と、いずれも早期健全化基準の数値、25%と350%を下回っているところでございます。

なお、この早期健全化基準を上回りますと、財政健全化団体に指定され、財政健全化計画を策定し、自助努力で財政再建に取り組むこととなります。また、一番右の欄の財政再生基準の数値を上回りますと、財政再生団体に指定され、国の管理下で財政再建を目指すこととなります。

それでは、個別の指標についてご説明申し上げます。

お手元の平成26年度長南町健全化判断比率説明資料をごらんください。

4ページ目をお開きください。

連結実質赤字比率等の状況でございます。表の左上が一般会計と笠森霊園事業特別会計とを合わせました普通会計の実質赤字比率となります。実質的な赤字が生じておりませんので、負の値で表示されます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは全ての会計を合算した地方公共団体全体の赤字の比率でございます。左下の国民健康保険特別会計から、右中段の農業集落排水事業特別会計まで、全ての会計が黒字でございますので、これも赤字比率として表示されることはございません。

次に、5ページ目をお願いいたします。

実質公債費比率の状況でございますが、地方公共団体の標準財政規模に対する公債費の割合を示す指標でございます。右下に計算式を記載しておりますが、この計算式を用いて、平成24年度、平成25年度、平成26年度のそれぞれの実質公債費比率を計算し、平均した数値が10.5%となります。

元利償還金の償還が順調に進んでいること、長生広域をはじめとする一部事務組合が借り入れた地方債に係る負担金、公債費に準ずる債務負担行為の額が減少してきており、徐々に実質公債費比率は改善してきています。

6ページをお開きください。

将来負担比率の状況でございます。

地方公共団体が将来支払っていくべきものとしては、地方債や債務負担行為だけでなく、職員の退職手当や一部事務組合への負担、公営企業会計等の負債などがございます。このような将来見込まれる全ての負担、負債を含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較したものが将来負担比率となります。

算式といたしましては、上段の将来負担額から中段の充当可能財源を控除した数値を、標準財政規模から交付税に算入された公債費を差し引いた額で割り返したものととなります。将来負担額の減少により、平成25年度と比較し8.2ポイント減少しております。

以上で、長南町における平成26年度決算の健全化判断比率についてのご報告を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで報告第1号の説明は終わりました。

報告第2号の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、報告第2号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率の内容につきましてご報告を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

報告第2号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の資料、平成26年度長南町健全化判断比率説明資料によりまして、資金不足比率の算出についてご説明を申し上げます。

資料の7ページをお開きください。

農業集落排水は法非適用企業であり、その場合の資金不足比率は表の（9）の欄の資金不足額を（12）の欄の事業の規模で除した数字が資金不足比率となります。

具体的な数字で申し上げますと、表の（1）の歳出額2億1,067万1,000円から（3）歳入額2億1,334万5,000円を引きますと、（6）のマイナス267万4,000円となります。この欄でマイナスの数字となりますので、

これは負債より現金あるいは預金などの資産が多いことになりまして、資金不足は生じていないということになります。

次に、比率の算出でございますが、(8)の資金不足額・剰余額(連結実質赤字比率)の欄でございますけれども、剰余額が267万4,000円となりますので、(9)の資金不足額(資金不足比率)の欄は数値がなしとなります。

(10)の欄の営業収益の額マイナス受託工事収益の額は、農集の使用料の額で4,126万4,000円となります。この額が(12)の事業規模となりまして、表の一番右側でございますが、資金不足比率の欄、(9)で割ることになりますが、資金不足比率は初めに申し上げましたように資金不足は生じておりませんので、比率はなしとなります。

以上、大変雑駁な説明ですけれども、平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計における資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長(板倉正勝君) これで報告第2号の説明は終わりました。

報告第3号の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

[ガス課長 大杉 孝君登壇]

○ガス課長(大杉 孝君) それでは、報告第3号 平成26年度長南町ガス事業会計資金不足比率についてご報告をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第3号 平成26年度長南町ガス事業会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度長南町ガス事業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

別紙判断比率説明資料の8ページをお願いいたします。

ガス会計の資金不足比率の算出方法は、流動負債から流動資産を引いた額を営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額で割った数値が資金不足比率となります。

表で説明いたしますと、2の①の表になりますが、(1)流動負債の計ですが、未払金など5,917万7,000円から(3)の流動資産の計、現金預金などの額2億4,367万円を引きますと、下の表になりますが(6)のマイナス1億8,449万3,000円となります。ここでマイナス数値となりますが、これは負債の額より現金、預金などの資産のほうの額が多いこととなりますので、資金不足は生じていないこととなります。したがって、(9)の欄の資金不足額はなしとなります。

(10)の欄の営業収益の額引く受託工事収益の額は5億8,729万円となり、この金額がそのまま(12)の事業の規模となります。

右側の資金不足比率の欄、(9)割る(12)は資金不足を生じていないため、数値なしとなります。

以上、大変雑駁でございますが、平成26年度長南町ガス事業会計における資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで報告第3号の説明は終わりました。

以上で報告第1号から報告第3号までの説明は終わりました。

◎議案第1号～同意第1号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第9、議案第1号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から同意第1号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が平成25年5月24日に成立し、31日に公布されたことに伴い、特定個人情報の取り扱い等を明確にするため、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は本年10月5日から新たな制度の個人番号の通知がされ、平成28年1月からは個人番号カードの交付がされることに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに6,179万1,000円を追加し、予算の総額を44億6,305万9,000円にしようとするものでございます。

その主な内容ですが、総務費では、ふるさと納税の申し込みの増加に伴う経費の追加を、農林水産業費では地域農業整備事業補助金の追加を、商工費では、野見金公園整備に伴う測量及び設計委託料の追加を、土木費では、社会資本整備総合交付金事業であります橋梁点検委託料の追加を、教育費では、小中一貫校校舍建築予定地の変更に伴う工事費の追加を、諸支出金では、財政調整基金への積み立てをそれぞれお願いするものでございます。

次に、議案第4号 平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は歳入歳出それぞれに1,932万3,000円を追加し、予算の総額を10億6,232万3,000円にしようとするものでございます。前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び精算に伴う一般会計への繰出金などの追加をお願いするものでございます。

次に、認定第1号 平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は44億1,842万8,710円、歳出総額は42億5,031万7,183円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億5,763万1,927円の黒字決算となりました。これもひとえに、議員各位はもとより、町民の皆様の温かいご支援、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

次に、認定第2号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額12億7,185万4,352円に対しまして、歳出総額は11億8,726万1,490円で、歳入歳出差引額は8,459万2,862

円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額9,618万8,909円に対しまして、歳出総額は9,488万2,042円で、歳入歳出差引額は130万6,867円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成26年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額10億5,818万2,555円に対しまして、歳出総額は9億8,447万8,514円で、歳入歳出差引額は7,370万4,041円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額7,282万7,930円に対しまして、歳出総額は6,785万9,251円で、歳入歳出差引額は496万8,679円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額2億1,334万4,764円に対しまして、歳出総額は2億1,067万402円で、歳入歳出差引額は267万4,362円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成26年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支では、ガス事業収益は6億1,802万4,164円、ガス事業費用は6億1,269万4,656円となり、532万9,508円の当年度純利益を計上したところであります。

利益の処分として、当年度純利益及び前年度繰越利益剰余金のうち2,000万円を建設改良積立金への積み立てに、また会計制度改正により発生した利益剰余金変動額2億7,034万2,000円を資本金への組み入れとさせていただきます。

最後に、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は現教育委員で教育長の片岡義之氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、新たに小高憲二氏を適任者として選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

以上、議案第1号から同意第1号までの提案理由をご説明申し上げます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

総務課長、田邊功一君。

〔総務課長 田邊功一君登壇〕

○総務課長（田邊功一君） ただいま町長から提案理由がございましたので、早速議案第1号の内容の説明をさせていただきます。

議案書では7ページをお開きいただき、あわせて参考資料の1ページをごらんください。

議案第1号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料を主として説明させていただきますが、マイナンバー制度について簡単に触れさせていただきますと、既にご承知の方もいると存じますが、この制度は複数の機関に存在する個人の情報を、同一の情報であるということの確認を行うための基盤であって、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、住民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤として整備されているものでございます。

この制度が整備されることで、国の機関や地方公共団体などが税などの分野でスムーズな申告、申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられ、住民票を有する住民一人一人に12桁の番号、個人番号といいますが、この番号が付され、10月5日から順次住民に送付されることとなります。

この個人番号を含む個人情報についての取り扱い方法を明確にして、個人情報を保護する目的で条例の一部改正をお願いするものでございまして、第1条、第2条の構成とさせていただきます。

参考資料の1ページをごらんください。

中段の2の改正内容をごらんいただきたいと思います。第1条関係で、特定個人情報の収集等の制限、特定個人情報の利用の制限及び提供の制限など、大きく3つに区分され制限をされます。

第2条では、情報提供等記録の取り扱いを規定し、施行期日は、第1条関係が平成27年10月5日、第2条関係は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の日から施行させていただくものであります。

初めに、第1条関係でございます。

参考資料の2ページをお願いいたします。

左側の改正欄になりますけれども、第2条第2項になりますが、個人情報とは定義されていますが、これは個人に関する情報であって、氏名、生年月日、そのほかの記述等によって特定の個人を識別することができるものとしています。今回の改正で、個人番号の内容を含む個人情報を特定個人情報として新たに定義され、通常の個人情報と区分をされています。

1つ目は、第7条の2でございますが、特定個人情報の収集等の制限として規定していますが、情報手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、ここでは番号利用法と呼ばさせていただきますが、第20条で、何人も前条各号のいずれかに該当する場合を除き、収集し保管してはならないとされていまして、前条とは、第19条で、14項にわたって提供できる者を列記しておりまして、これ以外は提供できないとされています。

具体的には、個人番号利用事務の処理に必要な限度、あるいは地方税に基づく国税連携、地方税連携、あるいは生命、身体、財産の保護など14項となっています。

2つ目は、参考資料の3ページの第9条の2に、特定個人情報の利用の制限として規定しています。通常、個人情報の場合は内部で利用し、または提供はできないとされていますが、ただし書きで、本人の同意があるとき、あるいは人の生命、身体、または財産の保護のために緊急かつやむを得ない場合はこの限りでないとなっています。

しかしながら、特定個人情報については、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはなら

ないと明確に規定し、また人の生命、身体、または財産の保護のため緊急かつやむを得ない場合であっても、本人の同意が必要であり、同意が困難な場合は、本人または第三者を不当に侵害するおそれがある場合は利用できないとされており、個人情報に比較しますと厳しく規定をされています。

3つ目は、第9条の3に、特定個人情報の提供の制限として規定しています。先ほど、第7条の2でご説明申し上げましたとおり、番号利用法第19条で14項列挙されていますが、これ以外の提供は制限されます。

以上のように、通常の個人情報においては、町が事務事業を実施する上に当たりましては、いろいろと情報を収集、利用しますが、この12桁の番号を含む特定個人情報につきましては14項に限定され、厳しく制限された内容とさせていただいているものでございます。

続きまして、第2条関係でございますが、参考資料の8ページをお願いいたします。

8ページの第2条第4項に、情報提供等記録として定義していますが、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報でありまして、これは情報の照会者及び提供者の名称、その利用日時であって、7年間保存するというものでございます。

一つの例を挙げて説明させていただきますと、例えば国民健康保険組合から町の国民健康保険に関する特定個人情報の提供を受けたい場合は、必ず総務大臣が管理する情報提供ネットワークシステムを介して、中間サーバーから該当する特定個人情報を抽出し、利用することになります。その際、情報提供ネットワークシステムを介して提供される情報が情報提供等記録でありまして、7年間保存するということになります。

なお、このシステム的设计、開発、テスト期間が平成29年1月までと予定されており、各機関、国民健康保険組合であるとか町との連携は、平成29年7月をめどとされています。

こうしたことから、附則といたしまして、この条例は平成27年10月5日から施行させていただくものでございます。ただし、ただいま申し上げた第2条の規定は、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の日から施行させていただくものでございまして、予定ですと平成29年1月を見込んでいます。

以上、大変雑駁でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

〔税務住民課長 唐鎌幸雄君登壇〕

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第2号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお開き願います。

議案第2号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

概要書並びに新旧対照表は、参考資料の11ページから13ページになりますので、あわせてごらん願います。

それでは、説明に入らせていただきます。

平成25年5月24日に成立した、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と

マイナンバー関連4法に基づきまして、個人番号通知カードが本年10月5日から順次送付が開始されます。また、それぞれ申請に基づきます個人番号カードの交付が、来年1月1日から開始されます。

両方のカードとも、初回の交付手数料相当経費につきましては無料となっております。しかし、再交付手数料相当経費につきましては、やむを得ないと認められる場合を除き有料とすべく、町手数料条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、個人番号カードの交付が開始された以後の、28年1月1日からは住民基本台帳カードの交付はされないため、手数料条例で規定しております交付手数料につきまして、削除をさせていただくものでございます。

それでは、議案書12ページ、概要書では11ページをごらん願います。

第1条で規定します通知カードの再交付手数料は、500円と定めさせていただくものでございます。また、第2条で規定します個人番号カードの再交付手数料は、800円とさせていただくものでございます。金額は、国より適当と示されました金額と同額でございます。

施行日につきましては、第1条の通知カードの再発行手数料の規定につきましては27年10月5日から、第2条の個人番号カードの再発行手数料の規定、及び住民基本台帳カードの交付手数料の削除の規定は28年1月1日から施行させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は10時20分を予定しております。

(午前 9時56分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

○議長（板倉正勝君） 議案第3号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

[財政課長 土橋博美君登壇]

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第3号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第3号）の内容の説明を申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

議案第3号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第3号）について。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成27年度長南町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,179万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,305万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条継続費の補正でございます。

継続費の変更は、第2表継続費補正によるものでございます。

第3条地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

5ページをお開きください。

第2表継続費補正でございます。

変更でございますが、小中一貫校校舎整備工事につきましては、平成27年度、28年度の2カ年で実施予定であります。建築予定地の変更に伴い年割額をそれぞれ増額し、総額を5億7,183万円から2,887万円増の6億70万円に変更させていただくものです。

6ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。

変更でございますが、臨時財政対策債につきまして本年度の普通交付税の算定の結果、起債の発行額が決定いたしましたので4,100万円の増額変更をし、2億2,100万円とさせていただきます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

まず、番号制度の導入に伴い、総務費、民生費において各電算システムの改修が必要となったことから、システム改修等の経費の追加を計上しております。その特定財源として、14款2項1目総務費国庫補助金と、2目民生費国庫補助金を充当させていただいております。補助率も、電算システム等の内容によりまして3分の2、10分の10に分かれております。

以降、番号制度に関します特定財源の説明は省略させていただきます。

それでは、科目ごとにご説明申し上げます。

まず、1款の議会費でございますが、1項1目議会費、14節では有料道路料金を、18節では議会用防災服購入費を追加しようとするものです。

次に、総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、13節では人事評価制度導入支援業務委託料として講師派遣経費を、行政不服審査法に関する例規整備や洗い出し業務等の経費を追加するものです。

3目財政管理費では、ふるさと納税返礼品のリニューアルに伴う申し込みの増加、またさらに広く周知するというので、8節報償費で返礼品代、11節需用費でチラシの作成、12節役務費で郵便料、合わせて140万円の追加をしようとするものです。

5目財産管理費、18節備品購入費では、宿日直室のエアコンとワイヤレスセキュリティーシステム、これは

役場宿直からガス宿直間の緊急時通報装置ということになります。この購入費の追加しようとするものです。

10目無線共聴施設管理事業費では、道路改良に伴う電柱移転及び修繕工事に関しまして、15節維持工事費500万円を追加しようとするものです。

その他の特定財源につきましては、県からの地デジ無線共聴施設移設保障費59万4,000円を充当させていただいております。

11節有線共聴施設管理事業費では、不良幹線ケーブルの張りかえ、保守機材の確保など、15節維持工事費300万円を追加するものです。一般財源である財政調整基金からの繰入金を充てさせていただいております。

13ページをお願いいたします

13目諸費では、税等還付金193万6,000円を追加するものでございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費、13節委託料では、番号制度に関しましてシステム改修に係る経費を追加するものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、7節賃金で非常勤職員賃金と特別賃金を、13節委託料で番号制度に関するシステム統合末端機器保守委託料、18節備品購入費で個人番号カードの暗証番号登録のためのタッチパネル機器購入に係る経費を追加するものでございます。

次に、3款民生費でございます。

14ページに移ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料では、これも番号制度導入に伴うシステム改修に係る経費であります。28節では、運営費等の増額に伴う介護保険特別会計繰出金の追加をさせていただくものです。

3目国民年金費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料につきましても、番号制度導入に伴うシステムの改修に係る経費を追加するものです。

次に、5款農業水産業費でございます。

1項農業費、3目農業振興費、14節ではホテル観賞会バス借り上げ料を、19節ではイノシシ駆除に係る補助金を実施主体である鳥獣被害防止対策協議会へ、また対象事業の増加に伴う地域農業整備事業補助金を追加するものです。

特定財源につきましては、国・県支出金ではイノシシ管理事業補助金62万8,000円、その他の特定財源については地域農業推進基金からの繰入金を充てさせていただいております。

15ページをお願いいたします。

7目ほ場整備費、13節ではエリアの追加により現地確認業務委託料を追加し、19節では有機農業を実施している個人農家への交付金が町経由となったことにより追加するものです。

特定財源につきましては、国庫支出金では多面的機能支払交付金市町村推進交付金が、国の予算配分により23万4,000円減となり、県支出金では環境保全型農業直接支援対策事業交付金2万5,000円を充てさせていただいております。

6款商工費でございます。

1項商工費、2目観光費、13節では特定財源である県支出金、首都圏自然歩道管理委託金の増額に伴う維持管理委託料の追加と、野見金公園整備に伴う測量及び設計委託料を追加するものです。

7款土木費でございます。

2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節では、事業精査に伴い修繕計画策定委託料を減額し、特定財源である国庫支出金、社会資本整備総合交付金を220万円減額させていただくものです。15節工事請負費では、豪雨による復旧工事費及び道路維持工事を追加するものです。

4目橋梁維持費、13節では人件費、経費率の積算基準の改正により委託料を追加し、特定財源である国庫支出金、社会資本整備総合交付金については2目道路維持費の減額分を充てさせていただくものです。

9款教育費でございます。

16ページをお願いいたします。

2項小学校費、3目学校施設整備費では、継続費補正で説明させていただきましたが、小中一貫校校舎建築予定地の変更により工事費の追加を、またこれに伴い尚武館の取り壊しがなくなったことから、解体工事費の減額をさせていただくものです。

その他の特定財源につきましては、教育施設整備基金からの繰入金でございますが、579万6,000円の減額をさせていただくものです。

この減額につきましては、継続費に係る補正の調書として19ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの表で、上段に補正前の額、中段に補正額、下段に補正後の額となっております。この中で、国庫支出金、補正額につきましては、国・県支出金及び地方債の特定財源には補正はありません。

また、平成27年度の補正額のその他特定財源につきましては900万円を補正するわけですが、その他の特定財源である尚武館解体工事費1,479万6,000円を差し引いた額、579万6,000円を減額させていただくということでございます。

続きまして、16ページにお戻りください。

3項中学校費、1目学校管理費では非常勤講師賃金と旅費を追加し、2目教育振興費では尚武館を取り壊さないことから、教育用備品であるジョイント式柔道マットを減額させていただくものです。

5項保健体育費、2目給食施設費、11節では施設修繕料と、18節では故障に伴い検食保存用冷凍庫購入の経費を追加するものです。

12款諸支出金でございます。

4項基金費、1目財政調整基金費では、一般寄附金690万円と余剰金236万円を積み立てるものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、15款県支出金の特定財源については、歳出において説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

17款寄附金は、一般寄附金とふるさと納税分でございます。

18款繰入金、20款諸収入、21款町債につきましては、説明は省略させていただきます。

なお、人件費の補正については、17ページ、18ページに、また地方債の補正に係る調書は20ページに明細を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁でございますが、以上で議案第3号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内

容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、介護保険特別会計補正予算の内容を説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いします。

議案第4号 平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、介護保険特別会計補正予算書1ページをお開き願います。

平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

第1条第1項ですが、予算の総額に1,932万3,000円を追加し、予算の総額を10億6,232万3,000円とするものでございます。

第2項ですが、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

今回、補正をお願いする主なものは、前年度の決算で超過交付となりました支払基金からの交付金及び町からの繰入金を補正し、返還するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

まず、1款総務費、1項の総務管理費は介護保険制度の改正に伴う事務の増加、介護保険システムの改修に対応するため、64万8,000円の増額をお願いするものでございます。この特定財源の国庫支出金19万3,000円は、システム改修に伴う国の事業費補助金となります。

3項の介護認定審査会費につきましては、庁用車の修理代として16万8,000円の増額をお願いするものでございます。

2款保険給付費、2項の介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防住宅改修費として60万の増額をお願いするものでございます。この特定財源は、給付費の負担割合に応じて国県支出金で24万1,000円、その他の24万3,000円は支払基金分と町の負担分となります。

次の4款地域支援事業費、2項の包括的支援事業等費につきましては、地域包括ケアシステム構築に伴う認知症初期集中支援チームを結成するための研修負担金として12万円の増額をお願いするものでございます。財源内訳といたしましては、国40%、県20%、町20%となっております。

8ページをお願いいたします。

5款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金については、今回の補正の主となるものでございますが、平成26年度の介護保険特別会計で超過交付となりました支払基金からの交付金1,210万7,000円を返還するものでございます。

2項の繰出金につきましても、平成26年度の一般会計からの超過繰り入れ分を一般会計繰出金として、568万円を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

6ページにお戻りください。

3款、4款、5款、8款の特定財源につきましては、今歳出のほうで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

9款繰越金につきましては、一般財源となりますが、平成26年度からの繰越金1,792万7,000円を増額して充当するものでございます。

なお、人件費の補正、時間外手当となりますが、9ページ以降に明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第4号 平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての内容を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

認定第1号の説明を求めます。

会計管理者、常泉秀雄君。

〔会計管理者 常泉秀雄君登壇〕

○会計管理者（常泉秀雄君） それでは、早速ではございますが、認定第1号の内容についてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

認定第1号 平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の平成26年度長南町歳入歳出決算書によりまして、ご説明申し上げます。

決算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。

会計別決算の一覧でございます。

最上段でございますが、一般会計の予算額につきましては歳入歳出それぞれ43億6,865万9,000円、決算額につきましては、歳入では44億1,842万8,710円、歳出では42億5,031万7,183円、歳入歳出の差し引き残高といたしましては1億6,811万1,527円となったところでございます。

平成26年度の一般会計につきましては、当初予算額39億8,700万円に、5回の補正によります2億5,625万7,000円を追加し、これに平成25年度からの繰越事業費1億2,540万2,000円を加えまして、予算現額43億6,865万9,000円となったところでございます。

なお、この25年度からの繰越事業につきましては、道路新設改良費並びに道路橋梁及び河川に係る災害復旧費が主な内容となっております。

それでは、まず事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、54ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款の町税でございます。

収入済額11億8,012万9,923円、不納欠損額307万7,422円、収入未済額5,372万8,554円で、調定額に対する徴収率は95.41%、前年度に比較いたしまして1.22ポイントの増でございました。

1項1目個人町民税でございます。前年度比1,902万4,703円減の3億5,252万3,896円。2目法人町民税では、2,228万9,200円増の1億1,165万1,400円で、個人、法人を合わせました町民税全体の収入済額でございますが、4億6,417万5,296円となりまして、前年度と比べますと326万4,497円、0.71%の増でございました。

また、2項固定資産税でございますが、収入済額といたしまして前年度に比較しまして538万573円、0.86%増の6億2,862万1,057円でございます。

さらに、3項軽自動車税2,321万9,700円、4項町たばこ税5,481万9,970円、5項鉱産税929万3,900円の収入がそれぞれございました。

次に、町税に关します不納欠損額といたしましては、町民税112万322円、固定資産税193万8,700円、軽自動車税1万8,400円、合計では307万7,422円でございます。

また、町税全体の収入未済額といたしましては5,372万8,554円でございます。その内訳といたしましては町民税が2,096万4,621円、固定資産税3,173万2,633円、軽自動車税103万1,300円となっております。

続きまして、56ページをお開き願います。

2款地方譲与税でございます。

地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の合計額といたしまして、前年度比205万5,000円、2.4%減の8,261万9,000円が交付されたところでございます。

3款利子割交付金でございます。前年度比13万2,000円、6.9%減の177万1,000円、4款配当割交付金は413万7,000円、114.2%増の775万9,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は123万3,000円、6.9%減の541万4,000円がそれぞれ交付されました。

58ページをお開きいただきたいと思います。

6款地方消費税交付金でございます。前年度比1,668万円、19.1%増の1億379万3,000円、7款ゴルフ場利用税交付金は578万9,047円、5.6%減の9,822万1,377円、8款自動車取得税交付金は2,137万3,000円、56.6%減の1,638万3,000円がそれぞれ交付されました。

60ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金は204万7,000円の交付がございました。

10款の地方交付税でございますが、13億3,824万8,000円の交付がございました。その内訳といたしましては、普通交付税が前年度比5,122万9,000円、4%減の12億1,855万9,000円。特別交付税が609万4,000円、5.4%増の1億1,968万9,000円がそれぞれ交付されました。

普通交付税の減額につきましては、地方消費税交付金が増加したことに伴いまして基準財政収入額が増加する一方で、単位費用の減等によりまして基準財政需要額が減少したことが主要な要因となっております。

11款交通安全対策特別交付金は213万4,000円の交付でございました。

12款分担金及び負担金では、9,834万7,676円の収入がございました。

62ページをお開きいただきたいと存じます。

1項1目農林水産業費分担金では、利根里地区における農山漁村活性化プロジェクト支援事業がおおむね終了したことにより、減額となっております。

2項負担金では、2目の土木費負担金の舗装本復旧工事負担金の増によりまして、前年度比3,000万円余り増加いたしました。9,635万3,048円となりました。

なお、1目でございますけれども、民生費負担金の収入未済額でございますが、40万7,500円につきましては保育料負担金の未納分でございます。

13款使用料及び手数料は、前年度からわずかに増加いたしました。6,299万2,693円の収入でございました。

64ページをお開きいただきたいと思います。

使用料及び手数料の主な内容といたしましては、1項4目の土木使用料5,515万2,948円。また2項3目の総務手数料538万700円でございます。

続きまして、14款国庫支出金でございますが、調定額3億3,220万1,420円、収入済額2億8,497万6,420円でございます。収入未済額4,722万5,000円につきましては、平成26年度の一般会計補正予算（第5号）におきまして、繰越明許費を設定いたしました地方創生事業費に係る補助金4,400万円、並びに税番号制度の対応に伴う電算システムの改修に係る補助金322万5,000円となっております。なお、地方創生事業費に係る補助金につきましては、27年度に収入済みとなっております。

1項国庫負担金では、前年度比4,100万円余り増でございますが、1億5,549万9,835円が交付されました。

66ページをお願いいたします。

増額の主な要因といたしましては、前年度繰り越し分の公共土木施設災害復旧費に係ります。3目でございますが土木費国庫負担金の収入があったことによるものでございます。

2項の国庫補助金でございます。前年度に比較いたしました。2億8,000万円余り減の1億2,655万4,000円の交付がございました。

1目の民生費補助金では、臨時福祉給付金事業並びに子育て世帯臨時特例給付金事業に係る補助金の創設等によりまして、3,300万円余り増の3,509万9,000円が交付されたところでございます。なお、収入未済額につきましては、税番号制度に係る補助金でございます。

68ページをお願いいたします。

3目農林水産業費補助金では、3,700万円余り減の1,198万4,000円の収入があったところでございます。利根里地区のほ場整備の事業がおおむね終了したことによりまして、交付金が減額となったことによるものでございます。なお、青年就農者確保育成給付事業費補助金等の新たな交付がございました。

4目土木費補助金でございますが、9,700万円余り前年度に比較いたしました。減の7,152万8,000円が交付されました。道路整備事業並びに若者定住促進に係る地域住宅支援事業に伴う社会資本整備総合交付金でございます。

70ページをお開きいただきたいと存じます。

6目の総務費補助金でございますが、546万7,000円が交付されたところでございます。この中で収入未済額4,610万2,000円は、地方創生、また税番号制度に關します補助金でございます。

15款県支出金でございますが、調定額2億1,753万5,719円、収入済額といたしまして2億1,328万3,719円、収入未済額425万2,000円でございます。

1項県負担金では、前年度比6,800万円余り増の1億4,799万8,968円の交付がございました。

72ページをお開きいただきたいと存じます。

4目土木費負担金でございますが、平成26年度から事業を開始いたしました地籍調査に係る負担金6,077万2,500円の交付があったところでございます。

2項県補助金でございます。県補助金につきましては、前年度比2,300万円余り減の4,083万1,697円が交付されました。

1目の2節でございます。総務費補助金となっておりますが、この収入未済額425万2,000円につきましてはプレミアム商品券販売補助事業に係るものでございます。本補助金につきましても、平成27年度6月に収入済でございます。

2目民生費補助金、3節になります。児童福祉費補助金では、繰り越し事業費に係る子ども・子育て支援事業補助金324万円の交付がございました。

74ページをお開き願います。

4目の農林水産業費県補助金は、1,500万円余りの減となっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたが農山漁村プロジェクトの關係の事業の交付金、また米満の揚水機場の整備に係る交付金、それぞれが減額となっておりますので、これが主な要因となったところでございます。

76ページをお願いいたします。

3項委託金では2,445万3,054円の交付がございました。

続きまして、78ページをお開きいただきたいと存じます。

16款財産収入でございますが、336万6,380円の収入でございます。

続きまして、17款寄附金でございますが、前年度比97万1,000円増の125万1,000円の収入でございます。24件寄附がございましたが、そのうち22件、123万5,000円がふるさと納税の納付をいただいたところでございます。

次に、18款繰入金でございますが、1目財政調整基金でございますが、これにつきましては防災行政無線デジタル化工事等へ充当させていただいたところでございます。

80ページをお開きいただきたいと存じます。

下のほうになりますが、7目地域づくり基金でございますが、これにつきましては米満住宅跡地の開発行為許可申請業務の委託ほかに、また8目災害対策基金は備蓄水の購入等に充当させていただいたところでございます。

82ページをお開きいただきたいと思ひます。

19款繰越金でございます。1億9,977万616円でございます。

続きまして、20款諸収入でございますが、収入済額といたしましては前年度比1億600万円余り減の9,830万

3,997円でございます。

減額となりました主な理由といたしましては、続いて84ページをお開きいただきたいと存じますが、5目雑入におきまして、平成25年度では長南の西地区テレビ共同受信組合の受入金、またB&G地域海洋センター修繕助成金、長生農業管理センター解散に伴う分配金の収入が25年度にあったことによりまして減額となっております。なお、収入未済額につきましては、学校給食費負担金の未納分が主要なものとなっております。

21款町債でございますが、収入済額3億4,610万円でございます。

1項1目臨時財政対策債では、前年度比2,000万円減の2億2,700万円。

86ページをお開きいただきたいと存じますが、2目の1節でございますが、過疎対策事業債では前年度比3,780万円減の7,140万円でございます。

2節の緊急防災減災事業債2,800万円は、防災行政無線のデジタル化工事の財源として借り入れを行ったところでございます。

3目の災害復旧債1,970万円でございますが、これにつきましては道路及び河川に係る公共土木施設災害復旧債でございます。

以上が予算現額43億6,865万9,000円、調定額45億3,078万7,174円、収入済額44億1,842万8,710円、収入未済額1億928万1,042円の歳入の内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

88ページをお開きいただきたいと存じます。

1款議会費でございます。9,846万8,522円を支出いたしました。議場録音機入替工事を行ったところでございます。

2款総務費につきましては、8億3,865万4,741円の支出でございました。

1項1目の一般管理費でございますが、これにつきましては区長、区長代理の報酬や職員の人件費をはじめとした管理費でございます。

若干飛びますが、92ページをお開きいただきたいと存じます。

5目財産管理費の13節でございますが、通常の庁舎等管理委託に加えまして、米満住宅跡地造成に伴います開発行為許可申請業務に係る委託料412万2,000円、また庁舎分館の防水補修工事設計委託料118万8,000円を、またページを1枚開いていただきまして95ページをごらんいただきたいと存じますが、95ページの上段のほうでございますが、15節工事請負費でございますが、庁舎受水槽改修工事ほかの工事請負費525万9,600円を支出したところでございます。

96ページをお願いいたします。

9目防災対策費の15節では、防災行政無線のデジタル化工事を実施いたしました。屋外子局の更新工事費6,517万8,000円を支出いたしましたところでございます。

10目無線共聴施設管理事業費、並びに98ページをごらんいただきたいと存じますが、11目有線共聴施設管理事業費につきましては、地上デジタル放送に关します共聴施設の維持管理費についての支出でございます。

12目過疎対策費の19節におきまして、平成26年度から新たに若者定住促進奨励金の交付を開始いたしました。11件、1,320万円の交付をさせていただいたところでございます。

100ページをお開きいただきたいと存じます。

14目合併60周年記念事業費でございます。平成27年2月11日に開催いたしました記念式典、また記念誌の印刷製本ほかに係る経費の支出をさせていただいたところでございます。

15目地方創生事業費でございますが、全額繰越明許費の設定をいたしたところでございます。内容といたしましては、地方創生先行型事業でございます人口ビジョン、総合戦略の策定等、また地方消費喚起・生活支援型事業でございますプレミアム商品券発行事業に係るものがその内容となっております。

102ページをお開きいただきたいと存じます。

2項2目賦課徴収費でございます。7節では徴収担当の臨時職員ほかの賃金494万300円を支出いたしました。また、13節委託料におきまして繰越明許費を設定しておりますが、これにつきましても税番号制度に対応するための電算システム改修費に係るものでございます。

続きまして、104ページから107ページにかけましての選挙費でございますが、千葉県議会議員選挙及び衆議院議員選挙ほかに係る経費の支出でございます。

108ページをお願いしたいと存じます。

3款民生費につきましては、8億8,093万4,386円の支出でございました。これにつきましても、税番号制度導入に伴う繰越明許費102万4,200円が設定をされてございます。

110ページをお開きいただきたいと思えます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、4億4,351万3,488円の支出でございました。右ページの一番下の段になりますけれども、20節扶助費でございますが、前年度に比較いたしまして、およそ1,000万円の増となりました。1億3,188万4,390円の支出でございます。

また、次のページをお開きいただきまして113ページ中ほどになります。28節繰出金につきましては、1,400万円余りの増となっております。繰出金の内訳といたしましては、国保特別会計繰出金が1,700万円余り増加した一方で、介護保険特別会計繰出金がおおよそ300万円減少したことによるものでございます。

続きまして、左ページになります。112ページでございます。中段2目老人福祉費でございますが、8節になります。前年度から引き続き長寿のお祝い金の支給をさせていただいたところでございます。

次の3目国民年金費におきましても、繰越明許費の設定をさせていただいてございます。4万3,200円でございます。

114ページをお開きいただきたいと存じます。

6目の後期高齢者医療費でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、医療の給付費及び事務費負担金として広域連合に支払ったものでございます。また、後期高齢者医療特別会計への繰出金につきましては、ほぼ前年並みの支出でございました。

7目臨時福祉給付金事業費でございます。消費税率の引き上げに伴いまして、非課税世帯への負担軽減対策として臨時的に措置されたものでございまして、全額国庫支出金を充当しております。

ページをお開きいただきまして、117ページの最上段でございます。19節になります。臨時福祉給付金といたしまして2,433万円を支出いたしました。

続きまして、左のページ、116ページになります。2項児童福祉施設費につきましては、前年度比1億500

万円余り減となっておりますが、これにつきましては、平成25年度におきまして保育所遊戯室の改築工事を行ったことによるものでございます。

1目児童福祉総務費でございます。8節報償費におきましては、38人の方々に出産のお祝い金を支給させていただいたところでございます。

2目児童措置費、20節の扶助費でございますが、特例給付分と合わせました児童手当は、前年度から273万5,000円減の8,300万5,000円でございます。

次の3目児童福祉施設費でございますが、通常の保育に加えまして一時保育、延長保育を行ったところでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。118ページでございます。

4目子育て世帯臨時特例給付金事業費でございます。これにつきましても臨時福祉給付金同様、消費税率の引き上げに伴いまして、子育て世帯への影響を緩和するため、全額国庫支出金を財源といたしまして、臨時的に給付を行ったものでございます。1人当たり1万円、640万円の給付をさせていただきました。

次のページをお開きいただきたいと存じます。120ページでございます。

4款衛生費でございます。2億9,536万7,873円を支出いたしました。

1項1目保健衛生総務費でございます。本目の主要な支出といたしましては、右ページの一番右下になりますけれども、19節の広域市町村圏組合等への負担金が主なものでございます。また、ここで税番号制度導入に伴う繰越明許費の設定をさせていただいてございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。122ページでございます。

2目予防費でございます。予防接種におきまして、集団接種から個別接種へ移行いたしまして、事業の推進を図ったところでございます。

続きまして、3目母子保健費の20節扶助費でございますが、引き続き中学3年生までの子ども医療費の助成を行いました。前年度に比較いたしまして200万円余りの増加となっております。

4目健康推進費でございます。次のページをお開きいただきまして右ページ、125ページの上から3段目、13節委託料でございますけれども、各種がん検診や後期高齢者の健康診査、青年の健康健診等を実施いたしました。前年度から200万円余りの増でございます。

続いて、左のページ、124ページの5目環境衛生費でございますけれども、19節では引き続きまして合併処理浄化槽並びに住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助金の交付をさせていただいたところでございます。

2項清掃費でございますが、ごみ処理関係の広域市町村圏組合衛生費負担金4,947万円を支出いたしました。126ページをお願いいたします。

5款農林水産業費でございます。前年度比9,000万円余り減の3億8,979万8,964円の支出でございます。減額の理由といたしましては、これも農山漁村のプロジェクト支援事業、利根里地区のほ場整備事業がおおむね終了したことによるものでございます。

一番下になりますが、3目の農業振興費でございます。支出済額といたしましては8,392万2,964円となっております。

次のページをお開きください。

右のページ、129ページの19節でございますけれども、平成24年度から実施しております地域農業整備事業補助金につきまして、4,198万9,000円の補助を行ったところでございます。これにつきましては、前年度と比較いたしまして1,500万円余り増加をしたところでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。130ページでございます。

6目の農地費でございます。19節でございますけれども、農道舗装に係る営農団体土地改良事業償還補助金674万9,566円の支出をいたしました。

7目は場整備費でございます。利根里地区のほ場整備事業がおおむね終了いたしまして、前年比1億600万円余り減の5,592万8,800円の支出でございました。内容といたしましては、次のページをお開きいただきまして133ページ中ほどの19節になりますが、県営かんがい排水事業に係る償還補助金及び多面的機能支払負担金が主な内容となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。134ページでございます。

8目農村環境改善センター費では、14節で改善センター敷地借り上げ料が主な支出となっております。

次に、6款商工費につきましては3,583万4,390円の支出でございました。前年度から比較いたしまして1,700万円余りの減となったところでございます。

136ページをお開き願います。

2目観光費でございますが、2,077万1,617円の支出でございました。平成25年度では、山内ダムの修景構想の策定、また花火打ち上げ場、観光案内所の造成工事を行ったことによりまして、26年度の執行額といたしましては、比較すると1,800万円余りの減額となっております。

一番下の段、7款土木費でございます。支出済額は4億1,265万5,601円となりました。また、道路橋梁費におきまして、900万円の繰越明許費を設定させていただきました。

138ページをお開きいただきたいと思います。

1項2目地籍調査費でございますが、平成26年度から事業に着手したところでございます。執行額8,154万7,574円のうち、7,992万円が調査業務に係る委託料でございます。

2項2目道路維持費でございますが、支出済額は1億3,717万4,828円でございます。主な内容といたしましては、次のページをお開きいただきたいと存じますが、右のページ、141ページの上段になりますけれども、13節になります。13節では、国庫補助によります道路ストック総点検事業に関する経費2,322万円を支出いたしました。また、15節では舗装本復旧工事、道路維持工事等を実施いたしました。

次に、左のページ、140ページになりますが、3目道路新設改良費につきましては、繰り越し事業費を含めた支出済額は1億894万3,946円でございます。15節におきまして、補助事業でございます利根里線の道路改良工事ほかを実施したところでございます。

次のページ、142ページをお開きいただきたいと存じます。

4目橋梁新設改良費でございますが、13節では粟ノ須橋、森川橋に係ります調査設計、また国庫補助による橋梁点検を実施いたしました。15節では橋梁補修に係ります900万円の繰越明許費を設定させていただいたところでございます。

次に、3項1目河川改良費では、上小野田川の整備工事を実施いたしました。

5項1目都市計画費につきましては、829万5,291円の支出でございました。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

右のページ、145ページになりますけれども、13節におきまして都市計画区域内の用途指定の検討業務を実施したところでございます。

8款消防費でございますが、常備消防、非常備消防、消防施設費の広域市町村圏組合への負担金等といたしまして1億4,313万8,600円を支出いたしました。なお、3目消防施設費におきまして、坂本地先の消防機庫用地測量を実施いたしましたところでございます。

9款教育費につきましては、支出済額は3億8,254万7,135円でございます。

次の146ページをお開きいただきたいと存じます。

1項2目事務局費でございます。引き続き各校に非常勤の学習支援指導員を配置いたしまして、きめ細かな学習指導を行ったところでございます。また、19節になります海外交流事業への補助金を、次のページをお開きいただき、右のページ最上段になりますけれども、キラリ輝く長南っ子事業への補助金を引き続き交付するなど、特色ある教育活動の充実を図ったところでございます。

150ページをお開きいただきたいと存じます。

2項小学校費2目教育振興費でございます。13節になります。今年度も小学校3年生から6年生を対象といたしまして、国際理解教育の推進を図ったところでございます。

3項中学校費では、2,350万3,108円を支出いたしました。

ページが飛びますけれども、154ページをお開きいただきたいと存じます。

4項社会教育費の支出済額は6,123万6,539円でございます。社会教育事業のほか、公民館を活動拠点にした各種教室を開催させていただいたところでございます。

さらにページが飛びますが、158ページをお開きいただきたいと存じます。

5項保健体育費でございます。支出済額は1億5,696万6,565円でございます。

1目の保健体育総務費では、次のページをお開きいただき右ページ、161ページの中ほどになります。15節におきまして、野球場バックスクリーン改修工事等の体育施設整備を行ったところでございます。

162ページをお開きいただきたいと存じます。

2目給食施設費でございますが、支出済額は8,064万1,045円でございます。児童・生徒の心身の健全な発達に努めたところでございます。

次に、10款災害復旧費でございますが、7,677万5,040円の支出でございました。前年度からの繰り越し事業を執行いたしました。

164ページをお開き願います。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、補助、単独を合わせ8カ所の災害復旧工事を、また2目の河川災害復旧費では、補助、単独合わせまして9カ所の災害復旧工事をそれぞれ実施いたしましたところでございます。

11款公債費につきましては、支出済額4億273万931円でございます。前年度に比較いたしまして2,000万円余りの減となりました。

次に、166ページをお開きいただきたいと存じます。

12款諸支出金でございますが、支出済額は2億9,340万1,000円でございます。1項及び2項の支出はございません。

3項の基金費でございます。1目財政調整基金費では1億830万8,000円の積み立てを行いました。

次の168ページをお開きいただきたいと存じます。

7目教育施設整備基金費では、小学校統合に向けた校舎建設の財源といたしまして1億5,000万6,000円の積み立てを行わせていただきました。

9目過疎地域自立促進特別事業基金費につきましては、過疎債を財源として積み立てをさせていただいたところでございます。

13款予備費につきましては、民生費へ102万9,000円、教育費へ105万円、計207万9,000円をそれぞれ充当させていただいたところでございます。

以上が歳出予算現額43億6,865万9,000円、支出済額42億5,031万7,183円、繰越明許費6,195万6,600円の内容でございます。

次の170ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額44億1,842万9,000円、歳出総額42億5,031万7,000円、歳入歳出差引額1億6,811万2,000円となりまして、この額から翌年度へ繰り越しすべき財源1,048万円を差し引いた額1億5,763万2,000円が実質収支額となります。

172ページをお開きいただきたいと存じます。

財産に関する調書でございます。町が所有する土地と建物の総括表でございます。

年度中の増減のあったものについてご説明をいたします。

次の174ページとなりますが、行政財産における公共用財産中のその他の施設につきまして、土地が3,973平方メートル、建物が21.68平方メートル、それぞれ増加しております。内容といたしましては、土地が坂本消防機庫用地ほか寄附によるもの、また木造建物につきましてはテニスコート、トイレ、倉庫等の改築工事に伴う増でございます。

次の176ページの普通財産でございますが、これにつきましては異動はございませんでした。

合計いたしますと、年度末残高は、土地が3,973平米増の103万1,735.04平方メートル、建物が21.68平方メートル増の3万9,536.08平方メートルとなったところでございます。

なお、178ページ以降にも財産に関する調書のほか、参考資料を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

また、別冊といたしまして、平成26年度主要施策成果説明書を配付させていただいておりますので、決算書とあわせてごらんいただきたいと存じます。

以上、誠に雑駁ではございますが、認定第1号 平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定の内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

認定第2号及び第3号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

[税務住民課長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） それでは、平成26年度長南町国民健康保険特別会計決算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお開き願います。

認定第2号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、国保の加入状況について申し上げます。

平成26年度末の国保の加入世帯でございますが1,544世帯、また被保険者数でございますが2,673人ございました。前年度に比較しますと、世帯数で16世帯の減、被保険者数では、後期高齢者医療への移動などによりまして34人の減となったところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきますので、決算書190ページをお開き願います。

初めに、歳入の説明を申し上げます。

1款国民健康保険税ですが、収入済額が2億5,425万9,997円、不納欠損額336万7,500円、収入未済額が6,989万7,050円となったところでございます。

なお、1目一般被保険者国民健康保険税におきましては、収入済額2億2,668万2,860円でございます。

次の、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入済額2,757万7,137円となりました。一般退職被保険者の現年課税分の収納率でございますが93.89%、過年度分は18.62%となったところでございます。

次に192ページをお開き願います。

3款国庫支出金ですが、収入済額は2億3,975万3,748円となりました。前年度比2,043万9,573円の減となったところでございます。

そのうち、1項1目の療養給付費等負担金ですが、収入済額は1億7,650万4,515円でございます。これは、療養給付費、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の総額の100分の32相当が交付されたものでございます。

次の2目高額医療費共同事業負担金ですが、高額医療費拠出金の4分の1相当でございまして、収入済額は542万6,233円でございます。

次の、3目特定健康診査等負担金ですが、対象経費の3分の1相当でございまして、収入済額は160万3,000円でございます。

次に、2項国庫補助金の関係ですが、1目1節の普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するものでございまして、収入済額5,382万2,000円の交付でございまして、収入済額は5,382万2,000円でございます。

2節特別調整交付金は、非自発的の失業者、これは会社都合によって失業された方、に係る保険税の軽減に伴うものでございまして、収入済額239万8,000円の交付でございまして、収入済額は239万8,000円でございます。

次に194ページをお開き願います。

4款療養給付費等交付金ですが、収入済額は7,837万7,000円でございます。退職被保険者の医療制度に基づきまして交付をされたものでございまして、医療費の増加に伴い前年比1,021万4,000円の増となったところでございます。

次に5款前期高齢者交付金ですが、65歳から74歳までの被保険者に対する医療費分に対して交付されたもので、収入済額は3億4,915万9,420円となりました。

2款県支出金ですが、収入済額6,198万5,233円でございます。

1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金ですが、国と同様に高額医療費拠出金の4分の1相当額の収入でございます。

2目特定健康診査等負担金ですが、これも国と同様の収入額でございます。

次の196ページをお開き願います。

2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、1節普通調整交付金、2節特別調整交付金を合わせまして収入済額5,495万6,000円でございます。これは国保財政の安定化を図るため、医療給付費等の9%程度が交付されるものでございます。

次に、7款共同事業交付金ですが、収入済額は1億591万2,530円でございます。

1目高額医療費共同事業交付金につきましては、国保団体連合会が実施主体として行われている高額な医療に対する再保険事業でありまして、1件当たり80万を超える医療費が対象となっております。収入済額は82件分で1,929万6,389円でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金ですが、都道府県単位での保険運営を推進するため、同じく国保団体連合会が事業主体となって実施している事業でございまして、1件当たり30万円を超える医療費が対象となっております。収入済額は541件分で8,661万6,141円でございます。

9款繰入金ですが、収入済額は1億1,046万8,231円でございます。

1目財政調整基金繰入金につきましては、3,500万円を取り崩しました。

また、次の198ページをお開き願います。

2目一般会計繰入金としては、7,546万8,231円となりました。保険税の軽減分、職員給与費、また助産費等の制度に基づく繰り入れでございます。

次に、10款繰越金ですが、前年度からの繰越金で、収入済額は6,855万5,660円でございます。

次の11款諸収入ですが、収入済額は337万5,253円でございます。

2枚ほどめくっていただきまして、202ページをお開き願います。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額は12億7,185万4,352円、収入未済額が6,989万7,050円となったところでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

次の204ページをお開き願います。

1款総務費の支出済額は3,389万787円でございます。うち1目一般管理費は2,950万5,218円でございます。人件費のほか事務に係る電算経費等でございます。

2項1目賦課徴収費ですが、支出済額は341万7,969円でございます、保険税の賦課徴収に係る郵送料及び電算委託料等でございます。

次の3項1目の運営協議会費につきましては、支出済額12万5,800円でございます、国保運営協議会の委員報酬等でございます。

次の206ページをお開き願います。

2款保険給付費ですが、支出済額は7億7,059万8,830円でございます、前年度比4.5%の増でございます。

このうちの1項1目一般被保険者療養給付費におきましては、支出済額6億1,699万700円、前年度比2.4%の増となったところでございます。これは前年度と比べ、通院、調剤等が70件、並びに給付費単価等が増加したことによるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、支出済額6,540万474円でございます、前年度比20.5%の増となったところでございます。

3目一般被保険者療養費ですが、支出済額442万1,217円でございます、前年度とほぼ同額でございます。

次の208ページにかけてごらんください。

4目退職被保険者等療養費ですが、支出済額43万2,040円でございます。

2項高額療養費ですが、支出済額は7,807万6,176円でございます、1目一般被保険者高額療養費におきましては、支出済額6,708万5,302円となりまして、前年度比3.9%の増となったところでございます。

2目退職被保険者等高額療養費におきましては、支出済額1,099万874円でございます、前年度と比べ560万円の増、ほぼ倍となりました。

次の210ページをお開き願います。

次の4項1目出産育児一時金ですが、支出済額は249万円でございます、1件42万円の支給で6件分でございます。

5項1目葬祭費ですが、支出済額は70万円でございます、1件5万円の支給で14件分でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等ですが、支出済額は1億4,884万4,377円でございます、後期高齢者医療に対し、現役世代、これは74歳まででございますが、からの支援として、各医療保険制度から拠出するものでございます。

次は、また2ページ飛びまして、214ページをお開き願います。

6款介護納付金ですが、支出済額は7,063万2,745円でございます。これは、介護保険制度において、各医療保険加入者の40歳から65歳未満の方々からの保険料から拠出するものでございます。

7款共同事業拠出金ですが、支出済額1億1,315万6,538円でございます。

1目の高額医療費拠出金につきましては、支出済額2,170万4,932円でございます。

次の216ページをお開き願います。

また3目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、支出済額9,145万1,260円でございます、歳入の7款共同事業交付金でご説明申し上げました事業にそれぞれ拠出したものでございます。

8款保険事業費ですが、支出済額1,731万2,930円でございます。

1項1目特定健康診査等事業費といたしまして、支出済額998万5,227円でございます、国保加入者を対象

として事業を実施したところでございます。

2項1目保健衛生普及費ですが、広報紙、医療費通知等に係る費用といたしまして、支出済額55万256円でございます。

次の218ページをお開き願います。

2目疾病予防費ですが、支出済額677万7,447円となりまして、人間ドックの助成153件分でございます。

9款基金積立金ですが、支出済額100万1,000円でございます。条例積み立て分でございます。

なお、年度末の基金保有高は、本年度3,500万円を取り崩した関係で2,859万5,950円となりました。

次に、11款諸支出金ですが、支出済額は3,170万570円でございます。被保険者に係ります過年度分の保険税の還付金16件分のほか、次のページをお願いいたします。精算によります国への療養給付費等返還金でございます。

12款予備費についての支出はございません。

以上、歳出の合計は、支出済額11億8,726万1,490円、繰越明許費30万2,400円、不用額7,855万110円となったところでございます。

次の222ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額12億7,185万4,000円、歳出総額11億8,726万1,000円、歳入歳出差引額8,459万3,000円、実質収支額は8,449万2,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、次のページからの財産に関する調書以降の参考資料につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

認定第3号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、年度末の被保険者数ですが1,719人でございまして、前年度比24人の減でございます。また、町の総人口の約20%に当たることとなります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、232ページをお願いいたします。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額6,301万1,300円、収入未済額36万7,000円となったところでございまして、収納率は99.4%でございます。

なお、1目特別徴収保険料につきましては、収入済額4,204万1,700円、2目の普通徴収保険料につきましては、収入済額2,096万9,600円となったところでございます。

2款繰入金でございますが、収入済額2,980万1,447円でございます。制度に基づく一般会計からの繰入金

でございます、保険基盤安定繰入金と事務費繰入金でございます。

次に、3款繰越金ですが、前年度からの繰越金で収入済額は91万4,111円でございます。

次に、4款諸収入ですが、収入済額246万2,051円でございます、次の234ページをお開き願います。

2項1目保険料還付金87万5,400円のほか、2目還付加算金2万6,100円です。

4項1目雑入といたしまして、広域連合からの事務費委託金、人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金で155万9,154円でございます。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額9,618万8,909円、収入未済額36万7,000円となったところでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

236ページをお開き願います。

1款総務費の支出済額は166万1,247円でございます。うち1項1目一般管理費は18万8,958円でございます、事務に係ります郵送料等でございます。

2項1目徴収費ですが、支出済額147万2,289円でございます。後期高齢者医療電算処理委託料及びシステム使用料等でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、支出済額9,151万819円で、広域連合への保険料等納付金でございます。

次に、3款保険事業費ですが、支出済額99万4,476円でございます、人間ドックの助成金24件分でございます。

次の238ページをお願いいたします。

4項諸支出金ですが、支出済額71万5,500円でございます、1項1目の保険料還付金及び2目の還付加算金でございます。

5項予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出の合計は9,488万2,042円、繰越明許費4万3,200円、不用額46万7,758円となったところでございます。

次の240ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9,618万9,000円、歳出総額9,488万2,000円、歳入歳出差引額130万7,000円、実質収支額は129万2,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、次のページからは参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が認定第2号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、及び認定第3号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容でございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第2号及び第3号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開については13時10分を予定しております。

(午前11時55分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○議長（板倉正勝君） 認定第4号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、平成26年度長南町介護保険特別会計の決算内容についてご説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

認定第4号 平成26年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

まず最初に、介護認定の状況と包括支援センターの業務の内容につきましてご説明申し上げます。

平成27年度末現在の65歳以上の高齢者でございますが、3,124名でございます。高齢化率は36.1%となりまして、前年度より比率で1.3ポイント、人数で65名増加したところでございます。介護認定者は、前年度より8名増加しまして、現在518名でございます。認定者のうち、何らかの介護サービスを利用されている方は87.8%に当たります455名でございます。サービスの内容別では、訪問介護や通所介護などの居宅サービス介護の利用者が309名、利用者全体の68%。特別養護老人ホームなどの施設に入所し、施設介護サービスを受けている方が123名、全体の利用者の27%となっているところでございます。

次に、包括支援センターの業務でございますが、まず要支援者に対しますケアプランの作成件数は469件でございました。また、相談業務は253件。主なものといたしましては、介護サービスについて166件、認知症についてが18件、福祉サービスについて13件でございました。また、介護予防事業として、高齢者の状況に合わせた3つの機能訓練、閉じこもり予防教室を197回実施しており、延べ694人の高齢者の参加があったところでございます。

それでは、事項別明細書により歳入の内容から説明させていただきます。

決算書の248ページをお願いいたします。

1款の保険料は、収入済額1億7,717万6,850円、収納率は96%でございます。なお、現年度分の収納率は98.6%でございます。また、不納欠損額33万6,000円は、死亡等による9名分の保険料でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金は、収入済額1億8,110円で、介護給付費の国の負担分として施設給付費分の15%、居宅分の20%分になるものでございます。

2項1目調整交付金は、収入済額6,857万3,000円で、75歳以上の後期高齢者の比率、所得水準に応じて交付されるものです。平成26年度は7.7%相当の交付となったところでございます。

2目地域支援事業交付金は、介護予防事業費の25%及び包括的支援事業費の40%相当の交付となるものでござ

ざいます。

3目事業費補助金は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修のための補助金で、事業費の2分の1が補助されたものでございます。

250ページをお願いいたします。

4款の支払基金交付金は、収入済額2億7,327万7,000円で、2号被保険者の保険料からの交付でございます。介護給付費、介護予防事業費の30%がこの支払基金交付金で賄われることとなります。

次に、5款県支出金は収入済額1億5,462万6,240円で、そのうち1項1目介護給付費負担金は、施設給付分の17.5%、居宅分の12.5%相当の交付となるものでございます。

3項1目地域支援事業交付金は、介護予防事業費の12.5%及び包括支援事業の20%相当の交付となるものでございます。

252ページをお願いします。

6款財産収入は、介護給付費準備基金から生じる利息でございます。

次に、8款繰入金は収入済額1億3,985万4,000円でございます。そのうち、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、介護給付費総額の12%相当になるものでございます。

2目運営費繰入金につきましては、職員の人件費のほか、事業運営に係る経費になるものでございます。

3目地域支援事業繰入金は、国・県と同様の区分によりまして、介護予防事業の12.5%及び包括支援事業の20%相当になるものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、平成26年度においては繰り入れしないで済むことができました。

254ページをお願いします。

9款繰越金は収入済額5,729万1,878円でございます。前年度からの繰越金でございます。

次に、10款諸収入は収入済額37万5,466円でございますが、預金利子と介護予防事業教室等の利用料となります。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額10億5,818万2,555円、不納欠損額33万6,000円、収入未済額673万9,250円となったところでございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。

256ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、支出済額1,097万1,811円でございます。職員の人件費のほか、事業の運営に係る事務経費、郵便料など、保険料の賦課徴収に係る経費及び介護認定調査等費に係る経費となります。

繰越明許費23万7,600円は、マイナンバーに係るシステム改修費を平成27年度に繰り越したものでございます。

258ページをお願いします。

2款の保険給付費は、支出済額8億9,490万2,941円で、ほぼ昨年並みの給付となりました。

1項介護サービス等諸費は、要介護と認定された方々の給付の内容でございます。このうち、1目の居宅介護サービス給付費におきましては、支出済額3億1,728万8,122円で、前年度に対しまして1.7%の減となりました。主な給付は、通所介護の1,806件、訪問介護の904件、短期入所生活介護の502件となったところでござ

います。

続きまして、2目の地域密着型介護サービス給付費におきましては、支出済額6,477万4,797円で、前年度に対しまして4.8%の減となりました。給付件数は、グループホームの入所者に係るもので、224件でございました。

次の3目施設介護サービス給付費におきましては、支出済額3億8,291万9,215円でございます。前年度に対しまして0.23%の減、ほぼ前年度並みの給付となったところでございます。主な給付は、老人福祉施設が1,027件、老人保健施設が483件、療養型医療施設12件でございました。

260ページをお願いいたします。

4目の居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレ等42件分、5目の居宅介護住宅改修費は、廊下の手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修で24件分、6目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアプランの作成費、3,441件分でございました。

次の、2項介護予防サービス諸費は、要支援の認定を受けた方々の給付の内容となっております。

うち、1目の介護予防サービス給付費は、支出済額1,630万8,671円でございます。前年度に対して5.8%の減となったところでございます。主な給付は通所介護が162件、訪問介護が140件、また通所リハビリが136件でございます。減の要因は、昨年に比べ訪問介護の利用者が若干減ったことによるものでございます。

262ページをお願いいたします。

3目の介護予防福祉用具購入費は7件分、4目の介護予防住宅改修費は1件分、5目の介護予防サービス計画給付費は、要支援の方々のケアプランの作成費として469件分でございます。

3項のその他諸費は、国保団体連合会への審査支払手数料、1万2,419件分の手数料でございます。

4項1目高額介護サービス費は、支出済額1,781万3,624円でございます。これは、自己負担が負担限度額を超えた部分の給付でございます。1,708件分でございます。

264ページをお願いいたします。

5項1目高額医療合算介護サービス費でございますが、同じ医療保険の世帯で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯が対象となります。医療と介護の両方を合わせた自己負担が、定められた限度額を超えた部分が給付される制度でございます。支出済額163万9,969円で、63件分の給付でございました。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費は、支出済額4,759万2,430円でございます。これは、低所得者に係る施設サービス等の食費、居住費について負担限度額を超えた場合について給付したものでございまして、1,408件分でございます。

3款の基金積立金でございますが、1目介護給付費準備基金積立金は、支出済額658万2,000円でございます。

266ページをお願いいたします。

基金から生じる利子と介護保険料の余剰金を基金に積み立てたものが介護給付費準備基金積立金となります。

次に4款地域支援事業費は、包括支援センターの運営に係るものでございまして、支出済額は1,669万6,727円でございます。

1項1目介護予防事業費は支出済額645万6,267円で、要介護認定を受けていない高齢者を対象とした2次予防事業として介護予防教室の実施及び1次予防事業として元気高齢者運動教室を実施したものでございます。

2項1目包括的支援事業等費は支出済額1,024万460円でございます、包括支援センターの職員の人件費のほか、運営に係る事務費でございます。

次の268ページをお願いします。

5款諸支出金は支出済額4,758万7,048円、1項1目の保険料の還付金52万6,500円のほか、3目償還金では支出済額4,082万639円でございます、国・県支出金及び支払基金交付金の過年度分の返還金でございます。

また、2項1目一般会計繰出金は支出済額623万9,909円、過年度分の精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

次に、6款予備費は支出はございません。

270ページをお願いします。

下の欄になりますが、以上、歳出の合計は支出済額9億8,447万8,514円、不用額4,384万9,886円でございます。

272ページをお願いします。

実質収支に係る調書でございますが、歳入総額10億5,818万3,000円、歳出総額9億8,447万9,000円、歳入歳出差引額7,370万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越額8万円を加え、実質収支額7,362万4,000円を翌年度へ繰り越すこととなります。

このうち、先ほど今年度の介護保険特別会計の補正でもご説明させていただきましたが、精算に伴う支払基金への返還金あるいは一般会計への繰出金、さらには国・県への返還金があり、これらの合計が6,055万円程度になる見込みでございます。したがって、繰り越しはいたしますが、有効に活用できる繰越額はおおむね1,315万円程度になる見込みでございます。

次のページからの財産に関する調書、参考資料につきましては、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、認定第4号 平成26年度長南町介護保険特別会計の歳入歳出の決算認定について、内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、認定いただけますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

認定第5号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、岩崎利之君。

〔建設環境課長 岩崎利之君登壇〕

○建設環境課長（岩崎利之君） では、認定第5号についてご説明申し上げます。

議案書の19ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第5号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

では最初に、笠森霊園事業の概要についてご説明申し上げます。

笠森霊園事業は、現在事業収入による霊園の維持管理を中心に、墓所使用者の利便性の向上に向けた管理運

営に努めているところでございます。平成26年度では返還墓所の販売もふえ、永代使用料の事業収入が伸びたところでございまして、管理事務所のトイレ改修工事による施設整備、また園内のり面補修工事や安全施設、墓所の沈下防止工事等の整備を進めたところでございます。墓所の使用状況でございますが、総区画数9,280区画のうち使用墓所は9,177区画、使用率は98.9%でございます。

それでは、決算の内容の説明を申し上げます。

歳入のほうからご説明申し上げますので、恐縮ではございますが、決算書の282ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款事業収入でございますが、調定額は6,401万4,280円、収入済額は5,809万3,240円でございます。70万440円の不納欠損処理をさせていただきまして、収入未済額は522万600円でございます。

1項1目の墓所使用料でございますが、収入済額1,758万9,400円、これは78区画分の墓所永代使用料でございます。

2目工事負担金の収入済額128万8,000円は、墓所の唐櫃38区画分の工事負担金でございます。

3目の墓所管理料でございますが、調定額4,252万6,100円、収入済額は3,660万5,060円でございます。70万440円の不納欠損処理をさせていただきまして、収入未済額は522万600円となったものでございます。

4目施設使用料の収入済額261万780円は、斎場等の使用料でございます。

次に、2款財産収入でございますが、収入済額4万7,448円は、霊園内の土地の貸し付け収入と財政調整基金利子でございます。

3款の寄附金については、収入はございませんでした。

4款の繰入金でございますが、次の284ページをお開きいただきたいと存じます。

1項1目の財政調整基金繰入金につきましては、435万7,000円を繰り入れさせていただきまして、霊園施設整備の工事費等に充当させていただいたところでございます。

5款繰越金、前年度繰越金ですが、1,024万1,818円でございます。

6款諸収入の収入済額8万8,424円は、墓所使用許可証の再交付手数料等でございます。

収入合計でございますが、予算現額7,015万円、調定額7,874万8,970円、収入済額7,282万7,930円でございます。調定に対します収入率は92.5%となったところでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

286ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款霊園総務費でございますが、5,082万1,285円の支出済額でございます。主な支出につきましては、職員の人件費、嘱託職員の賃金、笠森霊園管理組合への清掃管理委託及び墓所管理料等の管理システム使用料等でございます。また、1,540万円を財政調整基金へ積み立てをさせていただいたところでございます。

288ページをお開きいただきたいと存じます。

2款1項1目の霊園施設費でございますが、支出済額は1,703万7,966円でございます。主な内容でございますが、墓所使用者の安全で利便性のよい整備に心がけ、管理事務所のトイレの改修工事、園内手すり設置等の安全施設工事、墓所の沈下防止工事やのり面補修工事等に支出をさせていただいたものでございます。

3款公債費及び4款予備費については、支出はございませんでした。

以上が、歳出予算現額7,015万円、支出済額6,785万9,251円の内容でございます。

続きまして、290ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額7,282万8,000円、歳出総額6,785万9,000円で、歳入歳出差引額は496万9,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の496万9,000円でございます。

次の292ページをお開きいただきたいと存じます。

財産に関する調書でございます。1の公有財産、また2の物品につきましては、前年度と同様でございます。

293ページの下段、3の基金、笠森霊園事業特別会計財政調整基金につきましては、435万7,000円を取り崩し、1,540万円を積み立ていたしましたので、1,104万3,000円の増となりまして、年度末現在高といたしましては5,579万4,000円となったところでございます。

以上、雑駁でございますが、認定第5号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、認定第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

認定第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の長南町歳入歳出決算書298ページをお開きください。

初めに、事業の概要を説明させていただきたいと存じます。

平成26年度末の加入状況でございますが、農集3地区合計で加入戸数1,069戸、また接続戸数につきましては前年度比10戸増の863戸となりまして、接続率は80.7%となっているところでございます。

農業集落排水事業は、平成15年度をもって3地区全ての工事が完了して12年が経過したことになります。適正な施設の維持管理に努めているところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、決算書の302ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目農業集落排水事業費分担金におきましては、収入済額84万円で、2戸分の加入分担金でございます。

2款1項1目1節の現年度施設使用料でございますが、収入済額4,093万1,225円で、豊栄東部、芝原、給田地区の使用料と、睦沢町、長柄町の汚泥の乾燥処理施設使用料でございます。

2節は滞納繰越分使用料33万2,934円、14名分の収入でございます。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金につきましては、収入済額はございませんでした。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億6,700万円でございます。

次に、5款1項1目繰越金におきましては、304ページをお開きください。

前年度繰越金、収入済額174万9,138円となったところでございます。

次に、6款1項1目預金利子でございますが、収入済額3,117円でございます。

2項1目雑入では、収入済額248万8,320円で、県工事による給田交差点改良工事に伴う中継ポンプの配電盤移設補償費でございます。

歳入合計でございますが、調定額2億1,483万5,163円、収入済額2億1,334万4,764円でございます。収入済額におきましては対前年度比1.7%の減となったところでございます。

続きまして、306ページ、歳出につきましてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員の給与等でございます。支出総額は547万3,737円でございます。

2節から4節までは人件費関係でございます。13節委託料は、農業集落排水事業使用料の電算システム保守の委託料でございます。

27節公課費は、自動車重量税、消費税でございます。

次に、2款1項1目の施設管理費につきましては、支出済額4,160万2,979円、対前年度比0.2%の増でございます。

内容でございますが、11節の需用費1,959万5,712円につきましては、電気料のほか修繕料、水道料等でございます。

次に、12節役務費の支出済額264万4,038円は電話料でございます。中継ポンプ90カ所が電話回線で接続されている電話料でございます。

13節委託料、支出済額1,576万3,589円につきましては、主なものでございますけれども、3カ所の汚水処理場維持管理の委託料でございます。そのほかには排水管新設工事実施設計業務委託料で、米満住宅跡地の宅地造成に伴う設計の委託料ございました。

15節工事請負費、支出済額356万1,840円につきましては、3地区の管路施設維持工事でございます。主なものですけれども、下段ですが、先ほど給田地区管路維持工事は県工事による給田交差点改良工事に伴う中継ポンプの配電盤移設工事費245万5,920円でございます。

次に、308ページをお開きください。

3款1項公課費でございます。予算現額1億6,364万6,000円に対しまして支出済額1億6,359万3,686円、不用額5万2,314円でございます。

1目の元金、支出済額1億2,011万6,828円は、公営企業金融公庫財政融資資金からの借入金元金相当分の償還金でございます。

2目利子につきましては、支出済額4,347万6,860円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

4款予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計でございますが、予算現額2億1,401万円に対しまして支出済額2億1,067万402円、対前年度比2.1%の減となったところでございます。

次に310ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億1,334万5,000円、歳出総額2億1,067万1,000円、歳入歳出の差し引きが267万4,000円で、この額が5の実質収支額となったところでございます。

なお、次の312ページからは財産に関する調書及び参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、雑駁な説明でございますが、認定第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りまして、認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで認定第6号の内容の説明は終わりました。

認定第7号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、認定第7号 平成26年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開き願います。

認定第7号 平成26年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、平成26年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月11日提出、長南町長、平野貞夫。

決算書につきましては別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算の内容の概況から説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。

1概況、（1）総括事項になります。

平成26年度末の需要家戸数は4,625戸で、前年度より15戸、0.3%の増加となったものの、ガス販売量は848万8,929立方メートルで、前年度に比較し15万6,300立方メートル、1.8%の減少となりました。

収益的収支については、ガス事業収益6億1,802万4,164円、ガス事業費用6億1,269万4,656円となり、当年度純利益は532万9,508円となりました。

建設改良工事については、主に経年管対策工事として、県道長柄大多喜線供給改善工事ほか12カ所、3,720メートルを実施いたしました。

今後のガス事業の運営につきましては、経営の効率化と経費の節減を図りつつ、経年管対策事業の早期完了に向け、計画的に実施し、保安確保及び安定供給に努めてまいります。

次に、10ページをお願いいたします。

2の工事でございます。(1)建設改良工事の概況でございます。主な工事を記載しております。平成26年度は供給改善工事として白ガス管入替工事などの工事費、合計で24件分、1億2,736万4,400円の工事を実施いたしました。白ガス管入替工事を3,720メートル実施し、白ガス管の残り延長は2万3,790メートル、改善率にしまして90.6%となりました。

次に、11ページをお願いいたします。

3の業務でございます。(1)業務量でございますが、アの26年度末需要家戸数は4,625戸でございます。イの年間ガス購入量は869万6,984立方メートルでございます。合同資源産業と関東天然ガスの2社より購入しております。ウの年間ガス供給量は、家庭用など合計で848万8,929立方メートルでございます。前年度と比較しまして1.8%の減少となりました。主に大口需要家の販売量の減によるものでございます。

次に(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項につきましては、収益的収支の税抜き決算額を記載しております。(2)の事業収入に関する事項の合計額6億1,802万4,164円から(3)の事業費に関する事項の合計額6億1,269万4,656円を差し引きますと、経常利益532万9,508円となります。

4の会計ですが、(2)企業債及び借入金の概況につきましては、当期借入額が5,000万円、当期償還額が2,923万1,658円、当期末残高が4億9,523万8,968円となっております。

次に、2枚ほど飛びまして15ページをお願いいたします。

ガス事業会計キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資産の流れをあらわしたものでございます。

1の業務活動によるキャッシュフローは、主要な業務活動による収支で、1億1,500万8,117円となり、2の投資活動によるキャッシュフローは、固定資産の取得による収支でございまして、マイナス1億7,703万1,013円で、3の財務会計によるキャッシュフローは、資金調達や借入金返済による収支で、2,076万8,342円でございます。各業務による資金増加額はマイナス4,125万4,554円となり、平成26年度末資金期末残高は1億6,558万6,626円となりました。

次に、16ページをお願いいたします。

会計方針などの注記事項をお示ししたものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

ガス事業会計収支費用明細書でございます。税抜きの表示となっております。

主なものをご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、1款ガス事業収益、合計では6億1,802万4,164円、1項製品売り上げ、1目ガス売り上げは5億8,707万227円、848万8,929立方メートルの販売量の収入でございます。

2項営業雑収益、1目受注工事収益は1,548万2,231円、149件分の内管工事でございます。

2目器具販売収益は、ガス漏れ警報器22台分となっております。

3項営業外収益、2目長期前受金戻入1,482万7,720円は、企業会計制度の改正によりみなし償却制度が廃止され、これまでみなし償却をしていました補助金等で取得した固定資産については、改正により通常の減価償却となるため、減価償却費が増額となりますが、増額分を長期前受金戻入として収益化することとされました。

したがいまして、損益収支には影響はないものでございます。

次に、支出でございます。

2款ガス事業費用、合計で6億1,269万4,656円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は、原ガス購入費で3億3,320万5,741円でございます。

2項供給販売費、9目修繕費は1,151万3,858円で、検漏ガスメーターの修理及び漏えい修繕等でございます。

10目特別修繕引当金、繰入額900万円は、ガスホルダー開放修繕工事などの積立金でございます。

19目委託作業費2,191万4,775円は、メーター検針、ガス本支管漏えい検査、各家庭の消費機器調査の委託料でございます。

22目固定資産除却費及び24目減価償却費は、資金的収支の不足額の補填財源に充当する資金となるものでございます。

3項一般管理費は、主に給料などの人件費と財務会計などのパソコンリース料の支出でございます。

4項営業雑費用は、149件分の内管工事費及びガス漏れ警報器の購入費でございます。

5項営業外費用は、企業債利息及び雑支出でございます。

6項の予備費はございません。

7項特別損失、1目その他特別損失327万3,009円は、会計制度改正に伴うもので、賞与及び法定福利費の引当金繰入金として、平成25年12月から平成26年3月分までを計上したものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

固定資産明細書でございます。

中ほどの欄になりますが、当年度末現在高は土地、機械装置、導管及びガスメーター等を含め、計の欄ですが61億7,648万8,628円、減価償却累計額は累計で47億8,080万8,305円となりまして、当年度末償却未済額13億9,568万323円となりました。

次の19ページは、企業債の明細一覧表でございます。借入企業債は25本となりまして、26年度末の未償還残高は、一番下の欄でございますが、4億9,523万8,968円となっております。

21ページ以降につきましては、参考資料として長南町、睦沢町に分けましたそれぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

ガス事業会計決算報告書でございます。税込みの表示となっております。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

収入では、1款ガス事業収益の決算額6億6,449万1,116円でございます。支出では、1款ガス事業費用の決算額6億4,616万9,105円となりました。各項の内容につきましては、先ほど17ページで説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。

資金的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資金的収入の決算額5,874万8,000円、1項企業債5,000万円、2項工事負担金874万8,000円は、広域水道部からの負担金でございます。

次に支出でございます。1款資本的支出の決算額2億2,805万2,735円、1項建設改良費1億9,882万1,077円、2項企業債償還金2,923万1,658円でございます。

なお、収入額が支出額に不足する額1億6,930万4,735円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をさせていただくものがございます。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

平成26年4月から平成27年3月までの1年間のガス事業の経営状況をあらわしたものでございます。収益的収入及び支出を税抜きで表示したものでございます。

1の営業収益から2の営業費用を引いた額が、左側一番下で、営業利益213万8,008円となります。3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いて、先ほどの営業利益を加えた経常利益が860万2,517円となり、5の特別損失を引いた額が当年度の純利益として532万9,508円となります。

前年度繰越利益剰余金2,308万4,911円、その下のその他未処分利益剰余金変動額2億7,034万2,771円でございますが、会計制度改正に伴う資本剰余金の見直しにより発生しました利益剰余金を、その他未処分利益剰余金変動額として新たに損益に計上することとされました。加えまして、当年度未処分利益剰余金は2億9,875万7,190円となりました。

次に、4ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございます。

この計算書は、資本金、剰余金をあらわしたものでございまして、一番下の行になりますが、当年度末残高を記載しております。

左から繰入資本金1億2,605万1,000円、組入資本金2億7,087万1,433円、借入資本金、企業債ですが、会計制度改正により固定負債へ移行となりまして、ゼロ円となります。

次に、資本剰余金に計上しておりました補助金等ですが、会計制度改正により、既に償却された部分の額を未処分利益剰余金へ、未償却分を長期前受金に移行とされましたので、同じくゼロ円となりました。

償却資産以外の固定資産、土地になりますが、1,590万8,727円はそのまま資本剰余金に計上となりました。

その右側になりますが、利益剰余金ですが、減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金、合計額では4億3,430万1,820円となります。資本合計では8億4,713万2,980円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書案でございます。

表の右側の当年度の未処分利益剰余金が2億9,875万7,190円となりまして、今回議会の議決による処分額としまして、損益での当年度純利益及び前年度繰越剰余金を合わせまして2,841万4,419円のうち、2,000万円を白ガス管改善工事などの財源として建設改良積立金への積み立て、そして会計制度改正により発生しました未処分利益剰余金、変動額ですが、2億7,034万2,771円は既に償却分でございますので、財源として使用できないため、資本金への組み入れとする利益の処分とさせていただきまして、841万4,419円を繰り越しをさせていただくものがございます。建設改良積立金は2,000万円を加えまして、27年度、1億4,693万5,709円となります。

次に、6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、平成27年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的にあらわしたものでございます。

資本の部では、1の固定資産額と2の流動資産額、現金、預金などを合わせまして、資本金合計が、二重線になりますが、16億3,919万9,633円となります。右側になりますが、負債の部では企業債などの負債合計及び資本の部の剰余金など資本合計を合わせまして、右側の二重線になりますが、負債資本合計が16億3,919万9,633円となります。複式記帳の法則により、双方とも同額となっております。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、平成26年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から認定第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第9、議案第1号から日程第20、同意第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。日程第9、議案第1号から日程第20、同意第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定しました。

◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第21、陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情の採択についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情の採択についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 賛成討論をいたしますが、この陳情は、これから後期高齢、大分ますます多くなるし、また認知症の方も大変多くなる。そういった中で、提出されたものは、介護者、そういった人たちの給料をいろいろと下げるとか、そういったもの、また事業者の事業内容であります、一番の内容であります営業利益を少なくするというようなことが載っております。

そうしたことで、ますます事業者は負担になってくるということで、私はこの陳情者に対しまして賛成するものでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） では、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情の採択についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

陳情第1号については採択することに決定しました。

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日12日から14日までは、議案調査等のため休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

明日12日から14日までは、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 15日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時17分）